



島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされんゾウくん

子どものゲーム課金トラブル



島根県観光キャラクター
しまねっこ
島根県庁第8589号



作：柏屋コッコ

「子どもがゲーム課金をして高額な請求を受けた」という相談が寄せられています。
スマートフォンは、契約者が責任を持って管理することが大切です。



スマホに登録されているクレジットカード情報の管理も大切です。

未成年者契約の取り消し

未成年者が保護者の同意を得ずに行った契約は、取り消しを主張できます。

※ただし、成年だと偽ったりすると、保護は受けられません。

課金トラブルの交渉 消費生活センターなどに相談！

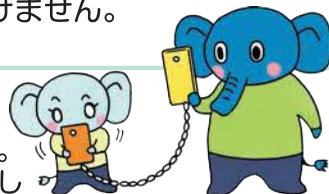
事業者との交渉が可能な場合は、**経緯書を作成して状況を説明するなどの手続きが必要です。**しかし、子どもがスマホを操作し、誤って課金したことを証明することは非常に難しいことなのです。

スマホを人に貸してはいけません

スマホのトラブルは、契約者が管理責任を問われます。たとえ家族であっても安易に人に貸してはいけません。

子どもに自分専用のスマホを持たせる時は

未成年の子どもにスマホを持たせる前には、使い方のルールを決めましょう。正しい使い方を身につけ、使い方の話し合いや相談をすることが、トラブルの防止につながります。



ペアレンタルコントロールで、子どものスマホを見守りましょう



消費生活に関するご相談は **泣き寝入りはいや**

消費者ホットライン

局番なしの

188

お近くの消費生活センター等につながります。

メール相談受付中

メールによる消費生活相談を受け付けています。
詳細は島根県消費者センターホームページをご覧ください。

島根県消費者センター

検索

消費生活に関する情報も発信しています！

ホームページ QRコード



ご相談・お問い合わせは

島根県消費者センター

〒690-0887 松江市殿町 8-3
市町村振興センター 5 階

TEL 0852-32-5916 FAX 0852-32-5918

石見地区相談室

〒698-0007 益田市昭和町 13-1
県益益合同庁舎 2 階

TEL & FAX 0856-23-3657